

# 第 135 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 135 回入札監理小委員会  
議事次第

日 時：平成 22 年 8 月 31 日（火）17：31～18：32

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）等の審議

- 公認会計士試験の試験実施業務（金融庁）
- 見本市・展示会情報総合ウェブサイト(J-messe)管理・運営業務（（独）日本貿易振興機構）

2. 実績評価（案）等の審議

- 工業所有権情報・研修館民間向け研修運営業務（（独）工業所有権情報・研修館）

3. その他

<出席者>

（委 員）

小林副主査、逢見副主査、佐藤専門委員

（金融庁）

公認会計士・監査審査会事務局 太田試験専門官  
財務省 関東財務局 理財部 岡次長、澁木上席調査官

（（独）日本貿易振興機構）

展示事業部 中村部長、展示事業課 寺田課長、池田主査、企画部企画課 坪井課長  
代理

（（独）工業所有権情報・研修館）

人財育成部 渋谷部長、高田部長代理、総務部 平尾部長代理、白井主査

（内閣府）

公共サービス改革推進室 館室長

（事務局）

館事務局長、和田参事官、山西参事官、栗田参事官、廣瀬企画官

○小林副主査 それでは、ただいまから第 135 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、金融庁の「公認会計士試験の試験実施業務」、独立行政法人日本貿易振興機構の「見本市・展示会情報総合ウェブサイト管理・運営業務」の実施要項（案）について、独立行政法人工業所有権情報・研修館の「工業所有権情報・研修館民間向け研修運営業務」の実績評価（案）等についての審議を行います。

初めに、公認会計士試験の試験実施業務の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。本日は金融庁公認会計士監査審査会事務局総務試験室の太田試験専門官に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項（案）の修正点等について御説明をお願いいたします。

なお、御説明は 10 分程度でお願いいたします。

○太田金融庁公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験専門官 それでは、公認会計士試験事業の実施要項（案）につきまして、前回の小委員会の御指摘や、パブリックコメントを踏まえまして修正点等について御説明をさせていただきたいと思います。

資料 1－2 の実施要項（案）をご覧くださいと思います。

まず修正点の 1 点目でございますが、前回の小委員会で契約解除の要件について御指摘を受けたところでございます。実施要項（案）ですと 10 ページになります。10 ページの⑩のところで、前回民間事業者のミスにより重度の不備が生じた場合で、試験の有効性に影響を及ぼした場合の措置について修正をさせていただいたところでございますが、前回の記載内容ですと、そのような不備があった場合に改善計画書を提出させるとともに、その計画書に従って業務履行することが確認できない場合には契約を解除することができるという書きぶりにしたところでございます。この点につきまして、ほかの契約解除事由との整理でありますとか、または本当にそういった改善計画書を出させて確認をするような必要性があるのかどうかというような御指摘をいただいたところでございます。

そういった御指摘を踏まえまして、今回の記載ぶりとしたしましては⑩のところにございますように、重度の不備で試験の有効性に影響を及ぼしたと認められる場合には契約金相当額の支払いを行わないこととするとともに、関東財務局は契約を解除することができる。改善計画書の提出といった手続きをすることなく、契約を解除することができるということで、大きなミスが発生させた民間事業者につきましてミスの重大性に着目いたしまして、同じ過ちを繰り返されても困るということもございまして、ペナルティとして契約を解除することができるということで整理をさせていただいたところでございます。

これに関連いたしまして、契約解除事由に関する記載の 22 ページになりますけれども、⑪にございます契約解除事由のハのところの記載でございますが、こちらの冒頭部分に「重度の不備により試験の有効性に影響を及ぼした場合など」という文言を追加記載いたしまして、既に存在していた解除事由についての代表的な例示ということで頭出しをさせていただくことで整理をいたしました。

それから、2 点目でございますけれども、実施要項（案）ですと 16 ページでございます。16 ページの a) の「実施体制」に関する審査項目の部分で、2 番目のポツのところでございますが、前

回、「業務従事者の中に、国家試験、公的試験又はこれに類する試験において試験監督や出願受付業務を経験した者を多く配置することとなっているか」という項目を追加させていただいたところでしたが、この点につきまして企画書段階で記載させるのはいいけれども、ある意味、書いた者勝ちになって本当にそれが事後的に実行されるのかどうかという点についてはどういったフォローをしていくのかというような御指摘をいただいたところでございます。

こちらにつきましては、やはり御指摘のように企画書に書くだけではなく、実行段階におきましてもこの企画書の内容について、それを踏まえた事業を実施していただきたいということもございますので、御指摘を踏まえまして24ページの10.の(3)の「調査項目」の部分でございますが、ここの①の部分におきまして冒頭部分に「企画書の内容等を踏まえて各年度に策定される入札対象事業の工程ごとの作業方針、スケジュール」といった書きぶりにいたしまして、この調査項目の部分に追加記載することによりまして、企画書に記載された内容に実効性を持たせようということで修正をさせていただいているところでございます。

小委員会での御指摘を踏まえまして修正点は以上でございます。

続きまして、パブリックコメントの結果に関しまして御説明をさせていただきたいと思います。資料A-2でございますけれども、意見としましては2件いただいたところでございます。内容につきましてはこちらに記載のとおりでございますけれども、民間事業者の立場の方からの御意見はございませんでした。この2件は、いずれも受験者の立場の方から寄せられたものでございました。

1点目でございますけれども、こちらは試験会場の選定に関する御要望のようなものでございます。

①につきましては、短答式試験ですと今、東京では2会場に分かれてやっているところですが、会場でかなり人込みが発生しているようで手狭なので、もうちょっと分けてやったらどうかというような御指摘のようでございます。

②の部分では、同じ会場で行っているようなところも一部であるのですが、会場選定は公正な方法で行われるようにしてもらいたいというような要望でございました。

①に関しましては、試験の実施地に関しましては内閣府令でございます公認会計士試験規則という規定がございまして、こちらでここに記載しております各都道府県と、それから審査会が指定する場所で行うということが規定されております。ここに明記されております都道府県以外の場所で行うということになりますと、審査会が指定するということになっておりますけれども、現在は特に指定している場所はありません。

御指摘のように、短答式試験ですと2会場に分かれてやっているんですが、私どもとしましては、現状はやむを得ずどうしても1か所の試験会場では入り切らないということもございまして2か所に分けてございまして、御指摘のように確かに多数の受験生が来るということでかなり混雑しているようなところもございまして、特段、試験の実施に当たりまして大きな問題が生じているとまでは考えていないところでございます。

また、試験会場を分散させるということになりますと人手も余計に確保しなければいけませんし、またはコストの面でありますとか、あとは何か問題が生じた場合等の管理監督上の制約等もござい

ますし、なるべく分散しない方が効率的かつ効果的に事業が実施できると考えておりますので、なかなか分散化ということは困難なものではないかと考えております。

なお、御要望は御要望としてそういった声があるということにつきましては今後の参考とさせていただきます。

それから、設備面につきましても冷暖房等を配慮してほしいというようなこともございましたけれども、こちらにつきましても通常これまでも会場を選定するに当たりましてはどういった設備があるのかというようなことは財務局の方で確認しながら、なるべく受験しやすい環境を提供できるように努力しているところでございますが、こういった点につきましては民間事業者が選定を行う際にも一応こういう声があるということを踏まえて、よりよい環境を整備するという観点から、監督する場面を通じまして留意していきたいと考えております。

それから、2番目の会場選定の方法等に関する御意見につきましては、市場化テストになりますと民間事業者が選ぶということになりますので、役所が公募等を行って選んでいく場合と異なりまして、民間事業者独自のノウハウといったようなものを活かして選んでいただくというようなことも入ってまいります。そういった中で民間事業者が選ぶわけですが、関東財務局と一応選定に当たっては協議もするという項目も要項（案）には入ってございますので、そういった協議の場面を通じまして、例えば不適切な関係等、これは一般的に社会常識的に世間から何か批判を招くような関係に基づいて選定が行われることのないようには監督してまいりたいと考えております。

ここで言います不適切な関係といいますと、例えば特定の大学を試験会場に選んでするような場合、その民間事業者がこの試験事業とは別の何か事業を行っている場合に、そういった別の場面で大学の例えば関係者でありますとか学生等に特別な便宜を図るとか、そういったようなことが考えられるかと思っておりますけれども、社会常識的に批判を受けるようなこともあろうかと思っておりますので、そういったことは望ましくないと考えておりますので、そのようなことがないように監督をしてまいりたいと考えております。

2番目の御意見としましては、まず1番目には柔軟な対応を望む。アンケートなどを取った上でよりよい運営を図ってほしい。

それから、2番目としましては1番目と関連するようではありますが、コスト競争力だけではなくて柔軟な対応や受験者の立場を理解できるのかといった項目も加えてほしいというような御意見でございました。

1番目の件ですが、受験者の方々からは審査会の方にもいろいろ試験会場の関係などにつきましては要望をいただくことはございます。それから、試験官の対応などにつきまして何か問題があったような場合にはいろいろ意見も寄せられております。そういったこともございますので、審査会の方では情報受付窓口を設けておりましてホームページなどでも案内をしているところでございます。

この試験事業の実施の部分につきましても、受験者の方々などから寄せられた情報につきましては運営者、民間事業者に対しましてフィードバックをするといったことを通じて、よりよい運営に向けて参考としていただきたいというふうに考えております。

それから、2番目の審査項目に関する部分でございます。こちらの御指摘の点につきましては、事業者の選定に係ります具体的な審査項目として設定することはなかなか難しいのかなと考えておりますけれども、ただいま説明いたしましたように審査会の方では情報受付窓口等も開設しておりますので、そういった場面を通じて寄せられた意見についてフィードバックしていくということで、受験者の立場を踏まえた柔軟な対応が可能となるようにしていきたいと考えているところでございます。

したがいまして、このパブリックコメントを踏まえて実施要項（案）を修正した部分はございません。以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）につきまして御意見、御質問をお願いしたいと思います。

○逢見副主査 当小委員会におけるこれまでの指摘事項も踏まえまして修正された点について、契約解除の要件、それから企画提案のモニタリング等についてはおおむねこれでよろしいのではないかと考えております。

あとは、パブリックコメントについての考え方で、2の②で「コスト競争力だけではなく、柔軟な対応や受験者の立場を理解できるかという要素」です。この柔軟な対応というのはどういうことを意味するのかよくわかりませんが、ただ、この回答ぶりを見ると、「コスト競争力だけでなく」ということを言って要望として意見として出て、何か困難であるような答えぶりになっているんですけれども、市場化テストというのは決してコスト競争力だけで評価しているわけではなくて、サービスの質を設定して、その質がきちんと維持できるか。設定したサービスの質には受験者への適切な案内、誘導など、受験者の立場にもいろいろ配慮した質も設定されているわけなので、そういう部分は一応配慮していますということはおいた方がいいんじゃないかと思います。

まだもし回答されていないのであれば、その回答ぶりについて誤解のないような形でされてはいいかと思いますが。私からは以上です。

○小林副主査 審議の内容を反映した修正になっていると思いますので、この審議をこの実施要項（案）についてはこれでおおむね終了したものとして、先ほど逢見委員が御指摘になったとおり、回答ぶりですね。先ほどのパブリックコメントに対する回答ぶりだけちょっと修正をいただければと思います。

○太田試験専門官 わかりました。

○小林副主査 事務局から何か確認することはありますか。よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）につきましては本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとして改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱や監理委員会の報告資料の作成については私に一任していただきたいと思います。先生方、よろしいでしょうか。

（委員 異議なし）

○小林副主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には事務局から各委員にお知らせして適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いしま

す。

また、確認したい事項がございましたら事務局にお寄せいただいて、事務局で整理をしていただいて結果を送付していただくようにいたします。

金融庁におかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますよう、よろしくお願いしたいと思っております。本日はありがとうございました。

（金融庁関係者退室・（独）日本貿易振興会関係者入室）

○小林副主査 続きまして、「見本市・展示会情報総合ウェブサイト（J-messe）の管理・運営業務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思っております。

本日は、独立行政法人日本貿易振興機構展示事業部の中村部長に御出席いただいておりますので、事業の評価等を踏まえた実施要項（案）の内容等につきまして御説明をお願いしたいと思います。

御説明は 10 分程度でお願いいたします。

○中村（独）日本貿易振興会展示事業部長 J E T R O 展示事業部長の中村でございます。よろしくお願いします。一昨年に引き続いての御説明でありますので、簡単に説明の詳細は展示事業課長の寺田からいたしますので、よろしくお願いします。

○寺田（独）日本貿易振興会展示事業部展示事業課長 展示事業課長の寺田です。よろしくお願いいたします。

お手元の見本市・展示会情報総合ウェブサイト（J-messe）入札実施要項（案）を見ていただければと思います。こちらで、まず基本的には前回、現在実施しております要項と大変似通っておりますけれども、状況について簡単に御説明させていただきます。

まず趣旨といたしましては、民間競争入札を実施するということで 2 番の事業の質に関する事項ですけれども、こちらの国内外で開催される見本市や展示会のデータベースを私どものマニュアルに基づいて管理・運営していただくという業務で、この目的としては内外の有望な出展者、来場者双方の参加の促進を支援するというところでございます。このために、こちらの検索のサービスであるとか、世界の展示会場などの関連トピックスを更新するとともに、メールマガジンなどを活用した情報提供を行っていただく。

それから、前回評価の際にお持ちしましたが、登録してある情報を元にしてこういう紙のダイレクトリーをつくっていただいて、また送付もしていただくという業務が入っております。

それから、事業の対象者、規模についてですけれども、J-messe についてはこちらの見本市を実施する主催者であるとか、それから見本市に参加する出展者、こちらに来場を目的とされる方々、あるいは見本市に関連する業務を実施される業者の方々などを対象としておりまして、日本語及び英語でサイトを管理しております。

1 枚めくって次のページにいきます。ここは少し変えさせていただいたところですが、アクセス件数についてこれまでビジット数ということでやっておりましたけれども、こちらはビジット数 42 万件に対してページビューが 105 万件ということで新しく情報更新、登録した件数が 3,350 件でした。

それで、実際に事業者にやっていただく事業の内容といたしましては、（3）のイに書いてござ

いますような登録の受付や審査の業務、それからロにございますような見本市の主催者に対する登録情報の更新依頼業務、それから1枚めぐりましてハにございますような J-messe にいまだに登録されていない見本市に関する情報の発掘業務、ニにありますような掲載情報の確認、それからホにございますような……。

すみません。一度お出ししてしまったもので恐縮なのですが、こういったもの（印刷物の展示会ダイレクトリー）の編集、印刷、製本といった業務です。

それから、へのコンテンツ情報の更新と言いますのは、J-messe はデータベースが基本となっているサイトですが、データベース以外にさまざまな見本市情報をコンテンツとして掲載しておりますので、ここの（イ）から（ロ）、（ハ）、（ニ）などにございますような、こうした情報を随時更新していただくという業務が入っております。

○小林副主査 すみません。御説明の途中ですが、修正した点を中心にして説明いただければと思います。

○寺田課長 わかりました。そういたしましたら、業務の期間として現在の契約を2年間として契約しておりましたけれども、これを民間事業者の創意工夫を活かした形にするために、要項では6ページの3. にございますように「実施期間に関する事項」として、平成23年4月1日から26年3月31日までの3年間としております。

それから、アクセス件数の確保すべきサービスの質についてという部分で、これは今までビジット数という利用者の数を指針としておりましたけれども、ページビューと申しまして実際にクリックされた数を指針というふうに変えたいと考えております。これについては、21年度の実績値が約105万件ということで、これと同等以上の数を維持していただくというふうに考えております。

それから、現在の契約はインセンティブの支払いについて決めておりますけれども、新しい契約においては6ページのハ. に書いてありますが、インセンティブに加えてディスインセンティブ、例えば新規発掘が100件、更新3,100件の目標に対して、仮に10%以上、20%減少した場合には1%金額を減少するという形のディスインセンティブを入れました。

そのほかの部分については、ほとんどの部分において現在の契約とほぼ同等の内容になっております。以上です。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）について御意見、御質問をお願いいたします。

○逢見副主査 まず、契約期間については基本的にはできるだけ長期にした方がいいと思っておりますので、今回2年から3年に変更するという点についてはこれでよろしいのではないかと思います。

それから、確保すべきサービスの質でビジット数からページビューに変更する。これは、前回実施状況のヒアリングをした際にもそうした指摘がなされていて、ページビュー数の方が要求水準としては適当なのかと思います。

ただ、聞いたところだと過去のデータがなかったということで、21年度のアクセス件数が基準になる。唯一、基準に取れるのはその年だけということで、この年がちょうどリーマンショックの影

響で世界的に景気が落ち込んだ時期なので、このページビュー数がそういう影響を受けているとすれば例年よりは低い数字になるのではないかと。これは印象なんですけれども、これで取るしか仕方ないとしても、今後ページビュー数というのがいわゆる平年データというものを蓄積した上で適切な質の設定になるように、今後とも機構においてもこうした把握、あるいはその景気との連動性とか、そういうものについてもよく状況を見ながら設定していただきたいと思います。私からは以上です。

○小林副主査 今、逢見委員が御指摘になったとおりでと思います。21 ページのところの「4.従来の実施における目的の達成の程度」のところで、「J-messe へのアクセス件数(ページビュー数)」というものが21年度しかないといったところが、この目標設定でいいのか。本当は説明が要るところなのかなと思いましたけれども、ページビュー数の方がサービスの質の設定に当たっては適切であるということで、評価のときに審議されたと思いますので、今後の目標設定については、実施状況を踏まえて設定していただければと思います。

それでは、この管理運営業務の実施要項(案)の審議はこれまでといたしますけれども、事務局から何か確認することはございますか。

○事務局 特にございません。

○小林副主査 それでは、本実施要項(案)につきましては本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項(案)の取扱いや監理委員会の報告資料の作成については私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

(委員 異議なし)

○小林副主査 ありがとうございます。今後、実施要項(案)の内容等に何か疑義が生じたときには、事務局から各委員にお知らせいたします。そして、適宜意見交換をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、確認したい事項がございましたら事務局にお寄せいただいて、事務局で整理をしていただいた上で各委員に結果を送付していただきたいと思います。

また、独立行政法人日本貿易振興機構におかれましては、本実施要項(案)に沿って適切に事業を実施していただきますようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

((独)日本貿易振興会関係者退室・((独)工業所有権情報・研修館関係者入室)

○小林副主査 続きまして、「工業所有権情報・研修館民間向け研修運営業務」の実施状況及び実績評価(案)の審議を行いたいと思います。

本事業につきましては、平成21年4月から平成23年3月までの2年間の契約期間として民間競争入札により事業を実施しているところですが、まずは事業の実施状況について独立行政法人工業所有権・情報研修館人材育成部の渋谷部長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○渋谷(独)工業所有権情報・研修館人材育成部長 工業所有権情報・研修館の渋谷でございます。本日は、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、「(独) 工業所有権情報・研修館民間向け研修運營業務の実施状況について」という紙に基づきまして御説明させていただきます。時間は限られておりますので、ポイントを説明させていただきたいと思います。

まずは、ここで議論されておりますのは3つの研修がございます。特許侵害警告模擬研修、特許審査基準討論研修、それと検索エキスパート研修〔中級〕でございます。

「契約期間」は21年度、22年度の2か年でございまして、「受託事業者」は社団法人発明協会となっております。

研修についての実施状況でございますけれども、1ページ目の一番下に侵害警告模擬研修を5回実施、めぐりまして審査基準討論研修を3回、エキスパート研修〔中級〕が2回ということになっております。

「会場の選定について」はそこに書いてあるとおりでございます。

「周知方法」でございますけれども、受託事業者のホームページまたはメールマガジンの掲載、募集チラシの配布等を通じまして周知活動を行っていただいております。I N P I Tとしましても、実施者研修の受講をしたことがある企業等に対しまして個別に周知活動を行っております。

4. でございますけれども、受講申請者数の状況でございます。そこに表で表しているとおりでございます。全体としましては一番下を書いてありますが、総申込率が63%ということで若干低目の数になっております。特に1番目の警告侵害模擬研修の第2回札幌というものが、40名の定員のところ10名でした。10名というのは最小の下限人数でございますけれども、そういう研修も中にはあったということでございます。

1ページめくっていただきまして3ページ目でございますけれども、受講者の出席状況はそこに書いてあるとおりでございます。全体としては93%です。

また満足度についてでございますけれども、受講者の研修への満足度、7. の事務局への満足度につきましては95%以上の満足度が得られておりまして、これは目標値の80%を上回っております。

1枚めくっていただきまして4ページ目でございますけれども、「研修環境への満足度」でございます。これにつきましては、その一番下に表がございまして、3番目のエキスパート研修につきましては余りよくなかったという回答をいただいているものが38%ございます。これにつきましては、実はこの研修というのは1台ずつパソコンを置いて行うものなんですけれども、空調が非常に悪かったという評価をいただいております。また、座学を行う研修の教室がちょっと狭くてなかなかプロジェクターのスクリーンが見づらかったというおしかりのコメントがありました。1枚めくっていただきまして「講師の事務局への満足度」ですが、これも100%よかったというふうな回答をいただいております。

5ページ目の10. からはお金の話になりますけれども、「実施経費」につきましては19年度につきましては1,999万円であったのに対しまして、平成21年度につきましては1,995万円という数字になっております。

1,999万円のところにつきましては若干補足させていただきますと、平成19年度は4回実施の研

修がございますが、21年度、今回委託したものにつきましては年5回ということがございますので、そこで額の修正をさせていただいております。また、19年度は実績でございますけれども、それは定員の人数が受講者として来た場合の人数ということで換算させていただいております。そうしますと、一番下の表にあります19年度の1,590万という数字がそれを足し合わせ、加味しますと1,999万になるという計算になります。

1 ページめくっていただきまして、一方で収入についてでございます。平成19年度は193万4,000円でしたが、平成21年度は199万4,000円と若干増えております。その理由でございますけれども、1.の侵害警告模擬研修について、ここは平成19年度は来た方はすべて無料ということだったのですが、これは中小企業を対象としておりますので、中小企業でない方については受益者負担という観点からお金をいただくということにINPI Tが方針を変えたということで、ここで受講料収入の増となっております。

2. 討論研修についてでございますが、56万円の収入となっております。これは74人参加ということになっておりまして、実は掛け算するとそれよりも3万2,000円多くなりますが、ここは第3回の研修で30名の定員のところを34名集めたということで、4名分が民間業者さんの収入ということになっておりますので、INPI Tへの収入分は56万円ということでございます。

12番目、「評価」でございますけれども、平成21年度の研修運営業務の実施に当たりましては、達成目標につきましてはほとんど9割以上の満足度を達成することができたというふうに評価しております。また、実施経費につきましても平成21年度当初に想定された経費とほぼ同額であったということで、実施要項におけます、より良質かつ低廉な公共サービスを実現するとの目標はほぼ達成されたものというふうに評価をいたしております。

一方で、周知の仕方につきましては、受託事業者はそれなりに創意工夫していただいていることが見受けられました。一方で、研修につきましては受講者の数が下限人数と同数になっているところが見受けられます。特に、侵害警告模擬研修の札幌のところについては10名しか集めることができなかった。

実は、札幌というところはまさに民間事業者が独自に集められると思っているところで事業をやっていた結果として10名しか集めることができなかったということですので、そこについてはもっと努力できる余地があったのではないかと考えております。

そういうことを踏まえまして、平成22年度の事業実施に当たりましては、平成21年度の経験を踏まえまして高い評価が得られたところは当然それを維持しつつ、先ほど申し上げましたような周知の仕方や開催場所、こういうことにつきましては修正するという方向で一層の効率化を図りながら、より高いレベルで業務が行われることを期待したいと考えております。以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の実績評価（案）について内閣府より説明をお願いいたします。

○公共サービス改革推進室 それでは、内閣府の案について説明をさせていただきます。

本事業は2年間、21年の4月1日から23年の3月までの2年間の事業になっております。

「受託事業者」は発明協会で、契約金額は3,990万円となっております。

「実施に当たり確保されるべき達成目標」ですが、まず受講者を対象とした満足度アンケートの結果で、事務局の対応に対しまして 80%以上の受講者から「非常により対応であった」、または「よい対応であった」との評価を得ることとなっております。

また、研修環境につきましても東京以外の研修会場につきまして 80%以上の受講者から「非常によかった」、または「よかった」との評価を得ることとなっております。

1枚めくって、2ページをごらんいただきたいと思います。また、質として I N P I T が実施する講師へのヒアリングの結果、そこで事務局の対応について「非常により対応であった」、または「よい対応であった」との評価を得ることとなっております。

「受託事業者決定の経緯」なのですが、この事業は入札参加者は1者でございました。そして、総合評価を行った結果、先ほどの発明協会が落札者となっております。

「評価」につきまして、まず研修終了時に受講者に対して行った満足度アンケートの結果についてです。2ページの後段、真ん中から後に「事務局の対応」、そして「研修環境」のアンケート結果の一覧を記載させていただいております。

事務局の対応及び研修会場の場所につきましては、すべての研修で受講生の満足度が目標である 80%を大きく上回っております。これは大きく上回っており、目標を達成できたと評価できます。

また、研修会場の設備につきまして、名古屋で行われました検索エキスパート研修〔中級〕において、会場が狭く空調が不十分だったということで 62%となっておりますが、特許侵害警告模擬研修、特許審査基準討論研修等々、いずれも受講者はすべて満足度、目標を達成しておりますと評価できると思います。

続きまして、3ページの「講師に対して I N P I T が行ったヒアリングの結果について」です。真中に一覧を載せさせていただいております。すべての研修で満足度が 100%となっており、目標が達成できたと評価できます。

続きまして、「実施経費」です。落札額であります 3,990 万円は、従来の実施経費、平成 19 年度の実績値の 2 か年分の 125%に当たっております。これは、特許侵害警告模擬研修を 1 回増やしたことによる業務量の増加、そして定員数に基づいて経費を積算していることが要因となっております。この 3,990 万は、当初想定していた金額よりも 2 年間で 8 万 6,000 円安い金額となっております。

1枚めくっていただきまして、4ページで評価のまとめになります。

(1) で「受講者に対する研修終了時のアンケート調査」、そして「I N P I T が講師に対して実施するヒアリングの結果」、これはほとんどの項目で 90%以上の満足度を達しております。これは十分評価できると思います。また、研修内容につきましても、出席者の 98%以上から「有意義であった」との意見を得ており、サービスの質の維持向上は達成できたものと評価できます。

(2) ですが、契約に基づく支払額は定員数に基づいて経費を積算したものでございます。ただ、そういった中で実際の受講生の数は定員の 63%となっております。I N P I T は地域ニーズなどに応じた適正な定員数を設定するとともに、受講生の増減に応じた経費の支払方法、支払いについても検討していく必要がございます。

(3)で、この業務は講師の候補者あるいは研修教材をI N P I T側が提供して、それに基づいて民間事業者が運営していく事業となっております。こういう事業であれば一般の研修、会議、こういったものを運営する民間事業者であれば、幅広く参入可能な事業であると考えられます。それにもかかわらず前回1者入札となっておりますので、これを是正していく必要がございます。そのためには、新規参入を促すための方策を講じて競争環境の確保について検討していく必要があります。

4番目、受講生を確保するということは積極的な広報活動を実施するとともに、より参加しやすい日程や会場確保が必要となってきます。しかし、現在は確保に当たってI N P I Tと民間事業者がどのように役割を分担していくのが不明確となっております。今後につきましてはI N P I Tが実施すべきこと、そして民間事業者が実施すべきことを明らかにした上で、受講生確保をするための方策を検討していく必要がございます。

最後に、(5)でサービスの質の設定に当たりましては、現在アンケートだけを目標達成を計測する手段としておりますので、今後は他の研修事業の目標設定を参考に適正な研修の実施等に関する定性的な目標設定などを行っていく必要があると考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○小林副主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問をお願いいたします。

○逢見副主査 おおむね受講生の満足度は高かったということなのですが、一部、検索エキスパート研修の名古屋で研修会場の設備についてやや不満があった。その説明ですと、空調の具合がよくなかったということと、それから教室が手狭だったということで、スクリーンがよく見えなかったということがあったようなのですが、これは想定できない問題だったのか。やりようによってはもっとうまくできたのか。会場設備等について何か問題の分析みたいなことはあったのでしょうか。

○渋谷部長 ありがとうございます。ここにつきましては、実は名古屋で1月に開催された研修でございます。1つの部屋に何十台もパソコンを置くことになりますので、どのぐらいの熱が出るかというのは、確かに熱は出そうだなということはあるのですが、一方で冬に開催しますので、そんなに暑苦しくなるということもないのではないかと考えていたようでございます。したがって、そういう予見の甘さというのは確かにあったということが1つです。

それから、個別に教室の空調をすることができなかったようでございます。したがって、建物である部屋で設定温度をしていると、この部屋ではもっと涼しくとかという設定ができなかったというふうに聞いておりますので、今年度につきましてはそういうところは改善されるものと考えます。

○逢見副主査 それから、基礎定員ですか。これは、見るとやはり札幌とか福岡とかの地方の会場の参加者が少ないんですね。それで、札幌などは最低の10名というぎりぎりの受講者であったとすると、定員が30とか40とかありますけれども、この定員が一律でいいのかどうか。やはり東京と札幌では基礎的なベースが違ふんじゃないかという感じもするので、こういう定員の割振りではよかったのかどうかということもあるんですけれども、ここはいかがでしょうか。

○渋谷部長 どうもありがとうございます。ここの定員の考え方につきましては、実はこの研修と

いうのはすべてグルーピングをして、あるテーマについてディスカッションをして、最終的にその報告をするということになっております。そのグルーピングの人数というのが、このテキストについては大体何名程度というのがございます。

それで、例えば模擬研修につきましては6名のチームを6つつくというのが実はベストだという研修の設定になっております。そういう観点から人数を出していますので今、先生がおっしゃられました地域ごとにその定員を考えるべきじゃないかというのは、今後課題になると考えております。ありがとうございます。

○逢見副主査 それから、事務局からの評価（案）にもありますが、一者応札の問題ですね。これも、事業者に対して実施する中身からいうとそんなに高度な専門的知識を要求しているわけでもない。特別なノウハウが必要というわけでもないのも、もっと競争性があってもいいんじゃないかと思うんですが、その広報の仕方なり講習の仕方でもやはり課題があったんじゃないかと思いますので、次回はもっと幅広く入札に参加できるような体制を整える必要があるのではないかと思います。

○渋谷部長 御指摘のところはそのとおりだと思いますので、数多くにお声掛けをするとか、そういう努力を次回は行いたいと考えております。

○小林副主査 その点については、やはり競争性を確保するということが市場化テストの非常にコアなところなんですね。それで、今回一者応札で発明協会だったということは対外的にも余り見栄えのいいことではなくて、入札参加者が多ければそれだけコストの競争もできるでしょうし、質とコストの両方が競争できるんじゃないかと思うんです。ですから、是非十分な応札者が参加できるようにしていただきたいと思っています。

○渋谷部長 その点に関しましては、全く御指摘のとおりだと考えております。この点については、I N P I T全体でも一者応札というのは問題としておりまして、順次いろいろ改善策を整えております。

したがいまして、この件につきましても次回のときにはそういうところを十分注意して行いたいと考えております。ありがとうございます。

○小林副主査 もう一つはアンケートの目標達成のところで、講師に対してI N P I Tが行ったヒアリングというものが確保されるべき質として設定されているんですけども、これはどちらかというと受益者といいますか、ベネフィットを受ける人たちというのは受講者ですね。それで、個人に対するヒアリングというのはI N P I Tの事務局がきちんとオペレーションを行っていたのかということに対するモニタリングの位置付けのように見えるんですね。そうでもないんですか。

講師へのヒアリング結果というものがあって、それがサービスの質に設定されているんですけども、それはやはりモニタリングの一環のような位置付けの方が強いように思われて、必ずしも質として設定するのに適切なのかなというところがあるんです。私の個人的な意見としてはそうなんですけれども、その点はいかがですか。

○渋谷部長 確かに、その点についてはモニタリングという側面はあるのではないかと。それは、そういう側面はあると思います。

ただ、一方で講師の先生方が全体で運営するところに対して、講師の先生たちに対しても満足度

が得られるような対応をしているのかというのは、ある意味、研修全体で言えば一つの評価すべき項目だとも考えております。今、モニタリングというところの側面が大きいのじゃないかという御指摘だと思いますので、その点については今後の課題にしたいと思います。

○逢見副主査 ヒアリングが、これを見ると「非常によい対応であった」、「よい対応であった」、「あまりよい対応でなかった」。設定にも多分こういうものがあるのだろーと思いますけれども、講師としては多分受講生に講義をする上で、先ほどの話ですと例えばグルーピングするものがあるとか、あるいはディスプレイを使って説明するとか、そういうものをやる中で設備とか、環境とか、そういう会場に対する注文なども多分あるんだろうと思うので、事務局の対応がよかったとか、そうでなかったというだけではなくて、そういうものも聞けるようにした方がモニタリングの要素が加わるし、更に次のときの創意工夫にも役立つんじゃないかと思っているので、そういう点も考慮していただきたいと思います。

○小林副主査 もう一つ、やはり定員充足というんでしょうか、充足率というんでしょうか。それが、実績としては十分とは必ずしも言えないと思うんです。ですから、内閣府の方の評価（案）の（４）に書かれているように、ＩＮＰＩＴと民間受託事業者がどういうふうに募集に対して受講充足について役割を分担するのかを明確にしていくということとともに、やはり民間事業者の方でも受講者を確保するための方策というんでしょうか、そういうことができるようなことを検討していく必要があるのではないかと思います。

先ほど御説明があったとおり、６つぐらいのグルーピングが必要であるというようなことだと、やはり１０名とか、そういった少人数での講座の開設というものが本当に有効かどうかということも問題になってくると思いますので、その辺はいろいろ検討していただきたいと思います。

○渋谷部長 その点については、今後検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○小林副主査 それでは、今の審議の結果を見ますと、この評価（案）についてはおおむねこれでもよろしいという整理でよろしいですか。事務局もよろしいですか。

○事務局 はい。

○小林副主査 それでは、おおむねこの評価（案）ということにしたいと思います。

本件に関する監理委員会の報告等については私に一任いただきたいと思いますけれども、そのこともよろしいでしょうか。

（委員 異議なし）

○小林副主査 それでは、おおむねこの評価（案）ということで進めさせていただきたいと思います。

本日は、ありがとうございました。